

商工委員會議録第二十二号

昭和三十三年三月二十日(木曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 小平 久雄君

理事 阿左美廣治君 理事佐本 一雄君

理事 島村 一郎君 理事長谷川四郎君

理事 松平 忠久君

大倉 三郎君 川野 芳滿君

菅 太郎君 齋藤 憲三君

櫻内 義雄君 首藤 新八君

福田 篤泰君 南 好雄君

村上 勇君 山手 満男君

横井 太郎君 佐竹 新市君

中崎 敏君 八木 昇君

出席國務大臣

通商産業大臣 前尾繁三郎君

出席府委員

通商産業事務官 齋藤 正年君

(大臣官房長)

通商産業事務官 松尾泰一郎君

(通商局長)

通商産業事務官 岩武 昭彦君

(重工業局長)

中小企業庁長官 川上 爲治君

通商産業事務官 今井 善衛君

(中小企業庁振興部長)

委員外の出席者

専門員 越田 清七君

三月二十日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その

補欠として山手満男君が議長の名

で委員に選任された。

同日

委員山手満男君辞任につき、その補

欠として戸塚九一郎君が議長の名

で委員に選任された。

三月十九日

小売商振興のための法律制定に關する請願(小川半次君紹介)(第二〇五五号)

同(南條徳男君紹介)(第二〇五六号)

同(菅野和太郎君紹介)(第二〇二七号)

同(小川半次君紹介)(第二二六八号)

特許法改正反対に關する請願(足鹿覺君紹介)(第二二〇一号)

小売商業特別措置法制定反対に關する請願(片島港君紹介)(第二〇九六号)

同(井岡大治君紹介)(第二二〇二号)

同外十件(原茂君紹介)(第二二〇三号)

東北電力株式会社電氣料金値上げ実施延期に關する請願(石山權作君紹介)(第二二〇四号)

計量器の販売制限撤廃に關する請願(神田大作君紹介)(第二二〇五号)

同(戸叶里子君紹介)(第二二〇六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

日本貿易振興會法案(内閣提出第八八号)

○小平委員長 これより會議を開きます。

まず日本貿易振興會法案を議題とし、審査を進めます。

質疑を継続いたします。中崎敏君。

○中崎委員 貿易の振興は、日本經濟の維持、発展の上に、なされなければならぬ最大の使命であるのであります。が、ややもすれば、最近輸出の不振が憂えられ、あるいは外貨事情などにも、幾多の憂慮がされておるといふような状況にあるのであります。従いまして、こうした問題の打開には、幾多の施策があわせて行われなければならぬという事は、言うまでもないことであります。そこで、国内産業の合理化を前提として、さらに物価の國際水準に適合するような態勢が、あわせて必要かと思ふのであります。従いまして、こうした産業合理化の見地から、通商産業の問題を考へてみたいと思ふのであります。産業合理化の点について、さらに輸出を振興するためには、今いかなる条件にあるのか。さらに、産業合理化というものは相当進んでおいて、輸出を振興する上において、大して支障がないというようにお考えになるのか。あるいは、さらに産業合理化を徹底して、物価などの点に於いても、あわせて調整を加えて振興させる必要があるというふうに考へておられるのかを、お尋ねしたいのであります。

○前尾國務大臣 輸出振興の根本は、よい商品を低廉に作るということにあるのは、仰せの通りであります。従つて、それには、何と申しまして、お話しのように、合理化をはかつていかなければならぬということでありま

す。従来から、御承知のように、通産省におきましても、産業の合理化審議會というような審議會を、活発に運用し、その結論を常に実施に移すという方針で参つておるわけであります。ただ、一朝一夕に簡単にやり得るというものではありません。また、合理化の面におきましても、あらゆる面でやっ

ていかなければならぬと思ひます。現在、各種目について、またことにエネルギー資源の問題と鉄鋼の問題、この二つが、いわゆる基幹産業として一番重要なことだと思ひます。この基幹産業に關しましては、御存じのように、従来から、また本年度におきましても、五カ年計画に沿ひました財政資金の運用というようになり、資金について、十分な考慮をいたしまして、そうして将来の輸出なり、また現在の合理化という面で、いろいろ努力をいたしておるのであります。ことに本年も、来年度におきましても、税制における特別償却というような問題につきまして、御審議を願つておるようなわけであります。

さらにまた、輸出の六〇%を占めておるといわれております中小企業の製品につきましても、従来からやつております設備近代化の補助金制度についても、これを拡充いたしますとともに、その内容におきまして、輸出品と

いうもの、従来は、御承知のように、繊維品が中心になって参りましたが、今後におきましては、その他の機械工業等につきましても重点を置いていかなければなりません。それに即応して、近代化をやります対象も檢討を加え、新しい品目を加え、輸出の振興ということを中心にお考へていきたいと思つておるのであります。

また科学技術の面におきましても、中小企業の輸出振興という意味合いで、各府県の研究所に對しまして、技術向上のための補助金を出すのであります。これが、これまた輸出品というものに重点を置いて、まずそこを整備して技術指導に當らせる、こういう考へ方を持つておるのであります。また企業診斷にいたしましては、輸出振興ということを中心にお考へておるのであります。

あらゆる面におきまして、輸出振興と

いうことを中心にして、産業の合理化ということを、われわれも常に考へて

いますし、今後におきましても、特段にそのことを中心にして考へていく所存でございます。

○中崎委員 ただいまの大臣の答弁によりまして、輸出を振興させるためには、合理化はさらに必要である。それがためには、エネルギー源、鉄鋼などの基幹産業を初めとして、中小企業についても、さらに積極的な施策を講じ、科学技術についても、さらに努力をして、中小企業を中心として積極的に施策をやる。そういうふうな方法によつて、合理化と經濟力を涵養して、

そうして積極的に貿易の推進をする考へ方であるというふうに解釈していいかどうか、お尋ねしたい。

○前尾國務大臣 そういふ意味で、先ほ

ど申し上げた次第であります。

○中崎委員 そうすると、まず、エネルギーの問題について、申し上げてみたいと思うのでありますが、ことに、その中で電力については、かねがね政府としても、相当国家資金を初めとして、税制措置など諸般の施策を講じて、これが確保並びに質的向上にも、努力をしておられると思うのであります。また実際に、このエネルギー源の、ことに電力の確保は、国民生活、国内産業並びに輸出産業に非常に重要であるというところは、申し上げるまでもないのであります。そうであるならば、もう一歩進んで、電力行政全体に対して、どういうふうなメスを加え、そうして大きい高い角度からこの問題に取り組むかということについて、もう少し真剣な腹がまえがされていなければならぬと思うのであります。これについて、過般来国会でも問題となっておりまして七人委員会の経過を見ても、あるいは通産大臣のとおられる態度を見ても、どうも何だか知らぬが、奥歯に物のほさまったような、きわめて不徹底、あいまいな態度に終始しておられるように考えられる。ことに、この問題を考えるについて、一体機構をどうするのか、電力の基本的なあり方をどうするのか。いたずらに現状維持の上に立って、広域運営というような美名に隠れて、九電力会社を依然として温存しているというようにな、なまぬるい姿でいいのかどうかというところが、この際、高い角度から検討されなければならぬと思う。それが見るがごとく、現実には電力の値上げはしなければならぬ。これが輸出産

業並びに国内産業、国民経済にいかん悪影響を及ぼすかということは、火を見るより明らかであるのであるが、こういう問題について、もう一歩取り組んで、このエネルギー源の問題と国の産業、国民生活のあり方というものを律していかなければならぬと思うのであります。この点について、通産大臣の所見をお聞きしたのであります。

○前尾国務大臣 私は、従来からいろいろ申し上げておるのでありますが、問題は、要するに、実行をどういうふうにしていくかということにあるのであります。ただ単に理想だけを申しまして、実行し得ないということであつてはなりませんので、一日も早く実施に移して、合理化をはかつていくということについて、考えていかなければならぬのであります。従いまして、広域運営ということも、速急に実施に移して、そうして次の段階を踏んでいく。それは、私は決して根本的な検討を怠っておるわけではございません。七人委員会も、会社の自主的な申し出に對する批判をお願いをし、そうして、この際としてとるべき、実施し得る案についての批判をお願いしたわけでありま

す。根本的には、料金制度調査会というものも設けまして、これはもう根本的に検討していただく、こういうことになっておるのであります。私は、広域運営だけで、今後の問題が解決するとも考えておるのではありませ

れは遠い将来ではありませんが、それに応じた形態も、常に考えていかなければならぬ。ただ大きな理想だけを掲げて、実行が進行しないということであつてはならぬ。かように考えておりますので、これは漸進的に、何にいたしましても、いいことは実行に移してい、こういう考え方で、積極的に進んでいくつもりでおるわけでありま

○中崎委員 まず、七人委員会は、すでにあの顔ぶれを見たときに、これはもう結論は初めから出たおるとい

が、国民の見ておった一致した見解したところの結論をも、初めから予想した通りに出てきた程度だと考えておるのであります。そこで問題は、政府で五カ年計画を策定して、今後、国の産業経済、財政のあり方、そうして国民生活のあり方を律していくということとを言っておる。ところが、この重大なエネルギー、国民生活、国の経済に重大な根本的なつながりのある、関係の深いところの問題が、ただ広域運営という行き当りばつたりの、依然として九電力会社温存の案の上に立つて、あなたは結論を出されようとしておる。それでいいのか。五カ年計画を、一体どう持つていくかという基本問題を、まずこの電力問題から、またそのあり方から始めなければならぬと思うのであるが、第一、早急にこれを実現するために、まず広域運営でいくとす

つどういう時期においてこれを行われようとするのか。おおよその輪郭は、どういうふうにおおるのかというところを明らかにしてもらわない限りは、ただその場限りの、その場のがれのあ

たようなことでは、国民は納得できないと思う。そこで、通産大臣は、こうした問題を、もう一歩進んで、その次には一体どう考えておるのかということとを、一つお示し願いたい。

○前尾国務大臣 今までは、広域運営でさえ、なかなか実現しなかった。四月一日から広域運営を発足させる、こういうふうには私は考えておるのであります。それによつて相当大きな合理化ができるというふうにお考えしておりますが、その実際の運営も見まして、次の段階を踏んでいくというふうにお考えしておりますので、そう何年二年、三年後を考慮しておるわけではありませ

ん。これは絶えず検討し、そうして、一歩漸進的に実行に移していくという考え方を持っておりますので、何もこの段階が済んだから、これは自分それだけでいいのだというふうな考えは、一つも持っておりません。これは絶えず検討し、そうして、よりよい方法を考え、次の段階を踏んでいきたい、かように考えておるわけでありま

○中崎委員 それではお尋ねします。電気料金並びに電力料金が、漸次引き下げる方向にあるべきだということとは、当然なことではあります。この電気料金並びに電力料金が、今後どういう見通しの上に立つのか。まず当面、たとえば東北、北陸方面において、値上げを予定されておったのだ

ければならない、かように考えておるわけでありませう。

○中崎委員 それでは、電力料金は、今後むしろ値上りの方向にある、こういうふうな解釈していいのであります。言いかえれば、値下げについて、もう国民が夢にも期待できないものだ、こういうふうな考えていいかどうかということをお尋ねしたいのであります。

○前尾國務大臣 たいま申し上げましたように、今後開発されます電源というものは、水力につきましては、漸次高くなっていくことは、言えると思うのであります。ただ、火力の点におきましては、そうそう上っていくわけではありませぬ。それらのコンビネーションをうまくやり、また、いわゆる電氣につきましては、量ばかりでなしに、質のいい電氣というようなことも考えていかなければなりませぬ。それらの点を考えていきますと、水力については、コストは上っていく。しかし、今後は、片方におきまして石炭の価格なり、あるいは石油の価格を極力安くしていくという一面、これらをあわせて、今後、できれば下げたに越したことはないのではありませんけれども、なかなか今よりも全般的に下げるといふことは、非常に困難な状況にあると思っております。

○中崎委員 今度の広域運営によって、電氣料金がある程度値下になるというふうな見通しの上に立つたところのものであるかどうかを、お尋ねしたいのであります。

○前尾國務大臣 広域運営によって、いろいろ電力の調整をいたします。しかし、この点は、全国的に考えます

と、別にコストが変るわけではないのであります。地域間のいろいろな点では、合理化されていくと思ひますが、全国的に見まして、電氣料金全体のコストが下るといふわけではなしに、要するに合理化をはかつていくということ。それはある地域につきましては、安くすると思ひます。また今までのこのばを調整する、こういうような意味合いであります。またむだをなくするということでは、これはもちろん金銭の料金の引き下げに役立つことは事実であります。しかし、たいま申し上げましたように、それよりは、むしろ合理化し、全国的な合理化をはかつていく、こういうことが中心になると思ひます。

○中崎委員 あるものから取って、あるものに回すのだというふうな程度の、いわば融通程度にすぎないということであるならば、これは先ほど申し上げましたように、きわめて不徹底なものであつて、広域運営の考え方をもう少し進めて、全体の中に、いかに合理化し、いかにむだを省き、積極的に値下などのこういう方策を講ずるといふことでなければ、最終的な解決にならぬということでは明らかなであります。お互いに寄つてたかつて取り合ひをやつておる、こういう状況下においては、九つの電力会社が、お互いにその地域に立てこもつて、独立の立場を持つて自己を主張しておる限りにおいては、外部の圧力から多少の譲り合ひはあるとしても、最終的な問題の解決にならぬことは、火を見るよりも明らかなと思ひます。そこで、そうしたような問題を根本的に取り除くためには、高い国家的見地から処理しなければならぬ。会社側に立つては、どうしてもこの問題は解決つかぬと思ひのであります。

そこで、大臣が考えておるように、むしろ電力料金が値上げの方向にあるというふうな無為無策な考え方でなしに、もう一歩進んで、とにかく下げるのだ、それにはどうするかということを考えていかないと、現状はどうにもならぬから、どうにもならぬのだという考え方は、私は誤まりだと思ひます。ただ石炭と石油の値段の調整、あるいは多少安い方をこつちに回すとかいふふうな方向によつて、使用量の増減によつて、ある程度のあんばいはできて、最終的には、もう一つこの根本的な問題と取組んで解決しなければならぬと思ひますが、この問題について、ほんとうに取組んでやる考え方を持つておるかどうかを、通産大臣にお伺ひしたいのであります。

○前尾國務大臣 今後におきまして、電源開発をしていかなければならぬことは、申し上げておる通りであります。これは、やはり合理化によつて、できるだけ安い電源の開発をしていくということになりまして、これは今後の広域運営という問題につきましても、いい結果をもたらすと思ひます。しかし、現在の電力料金全体を引き下げるといふことになりまして、結局、もっと安い資金を供給するとか、何かそういうことが中心になるのであります。もちろん、電力部内の合理化をはかることは当然でありますので、ただいまのところ広域運営でやり、また次の段階を考えていく。しかし、総体としましては、今申し上げましたように、極力安い資金を提供するというこ

と以外にはないと思ひます。ただ問題は、この数年後におきましては、いわゆる原子力発電というふうな問題が起つてくると思ひます。これが実用に供せられるようになりますれば、画期的な新しい問題として提供されるのではないかと。それが安いコストで電力が提供されるということになりますと、たゞいま申しましたように、非常に大きな革命になると思ひます。これも極力進めていかなければならぬと思ひますが、そういうふうな点を考えさせると、電力料金を今後引き下げていくというふうなところまでは、なかなかいかならないのじゃないか。たいま申し上げるような、今後豊富な電力を提供するということになると、今よりは、みなコストが上つてくるわけでありませぬ。従つて、これにつきましては、別個な方法があればいいのであります。安易な資金を提供するという以外に、方法はなかりと思ひますが、もちろん、税制の問題とか、そういうようなことは考えられるかも知れませんが、それはしましても、大して大きな期待はできない、こういう現状にあると思ひます。

○中崎委員 きわめて不徹底でありまして、ただ国の金なりあるいは税制、金融、そのほかあらゆる面において持つていって、継ぎ足してやるといふことだけ考へて、その反面、国家公共的な事業であるという面についての国家の力といふことが、こういう種類のものをやる上においては至つて遺憾である、こういう考え方であります。納得がいかならないのであります。この問題をあまり繰返しておつたら、時間の關係で次の問題が進みませんので、一応

これは後日に残して、次の問題に移りたいと思ひのであります。

輸出に關するいろいろな問題もありますが、まず当面しまして、今回出されてるジェットロの問題を中心とする振興会の問題についてお尋ねしたいのであります。今日までジェットロの果たしたところの役割と、そしてまたこれが与えたところの弊害といひます。か、ジェットロの功罪を、一体どういふふうな評價しておられるかを、お尋ねしたいのであります。

○前尾國務大臣 ジェットロは、御承知のように、最初、海外市場の調査協議会とか、あるいは見本市の協議会とか、あるいはもう一つの貿易振興所協議会、こういう三つの協議会を合併いたしてできたものであります。そして、その最初におきましては、もちろん輸出関係の業者の方が中心になつたわけでありませぬ。さらに府県の寄附金その他によつて、自然発生的にできて参つたのであります。もちろん、国も、従来相當な補助金を出しておつたのであります。ただ、そういう府県が中心になつて参つたのであります。これも意味はあるのであります。しかし、私は、輸出という問題は、少くとも国全体の問題だと思ひます。むしろ国が中心となつてやります。と申しまして、役人仕事ではないかぬ仕事であります。これは国全体の機構にして、そうして、それが大きな働きをやり得るようになるということ。が、今回の改正をお願いしているゆえんであります。しかし、従来も貢献をしない、相當貢献をしておりませんが、しかし、この機構を拡大し、もっと輸

出張の事業を強力にやってもいい、こういう考えであります。一つは、府県中心でありますために、また、府県のいろいろな寄付金等にもたより過ぎておりましたために、ともすれば、いわゆるひもつきと申しますか、全国的な考え方でやり得ない、こういうふうな弊害も、確かにあったのじゃないかと思ひます。少くとも、国全体の事業としてやっていくべきだということ、私は考えておまして、今回の機構改正は、そういうところに発足しているわけであります。

○中崎委員 従来、政府では、日本の貿易商社に対して、海外に支店などの施設を設置する場合においては、助成金を出しておたように思ふのでありますが、その成果はどうであるか。また、どういう程度にこれをやっておつて、さらに、今後一体これをどうする考えであるのかを、お尋ねしたいのであります。

○前尾國務大臣 ただいままでに、商社の支店設置について補助金を出したことは、ないのであります。ただ、ジェットロにおきましては、御承知のように、貿易斡旋所というのを現在四カ所設けておりますが、これをさらに二カ所ふやし、海外支店のあるような人は、またいろいろ宣伝もやります。そういう支店網を持たぬ中小企業者の方々に對しまして、貿易斡旋所が活発に海外であつてをさせる、こういうことを考えているわけであります。

○中崎委員 政府は今回二十億の出資をして、そうして新しい法人を作ることになつてゐるわけであります。この金は、いわば基本金として残されるものと思ふのであるが、一体どうい

場合にこれが使われることになるのかを、お尋ねしたい。

○前尾國務大臣 基本金、これは出資金でありますので、原則としては、手をつけるべきじゃないと思ひます。これを預金部に預託するのであります。この収入が常に活動の源泉になる、こういうことであります。もちろん、大きな赤字が出れば、それを食ひ込むということになります。實際問題としては、そういうことはないと思ひます。二十億は、必ずしも私は十分でないと思つておりますが、今後におきまして、さらに極力この出資金もふやしていききたい、かように考えております。

○中崎委員 この出資金が、単に利息かせぎの元手であるということならば、私は、この二十億も、出す必要はないのじゃないか。これだけで、一切の財政をまかなわしてやっていくのだから、これはなるほどさうであるかもしれないけれども、實際に

おいては、必要な金の大部分は、政府の委託事業費として、あるいは補助金としてやっておるのである。毎年々々一つの事業計画を立てられて、その収支をにらみ合せてきて、足りない分は、原則として補助金として出しておるのだから、別にこれだけの出資金を置く必要がないのじゃないか、そう思ふのであります。大臣、どういふふうにお考えになりますか。

○前尾國務大臣 いかなる場合にも、法人として基金を持てないということは、安定性を欠くわけであります。御承知のように、従来も基金はあつたわけであります。従つて、働いてお

職員にしましても、その基金が、すぐ赤字で飛んでしまひはしないかというやうな心配もある。また確固たるものではないと、利用者負担金をとるにつぎましても、あるいは会費を寄付金という形でとるにしましても、その信用力が欠けておる。国が二十億の出資をしておるといふことによつて、むしろ、最近私の聞き及んでおりますところによりますと、民間側におきましても、従来の寄付金をもつと増していかうじゃないか、あるいは会費ももつと負担していい、こういう声も出てきております。これも、やはり国が形の上で出資金というものを出して、そして強固な基礎を持つて、単に一時的にやっておるものではないということに、はつきりしておることによつて、大きな力を与えておる、私はかように考えておるわけであります。

○中崎委員 多々ますます弁で、多ければ多いほどいいということ、あるいは言えるかもしれないが、今言つたように、特殊な法人として、金額は國家の責任においてやるのだという建前でできた法人であるならば、それ自身が一つの信用力を持ち、従業員もそれで満足するのだ。これが同じ法人でも、独立採算でやっていくのだというならば、これは、なるほど出資金の額がより多く、心理的にも作用するかもしれないが、言いかえれば、ほとんど全額丸ががえで、国が足りない金を持つていつて年々の経費に引き当てるのだという場合においては、ただ預金部に預けて利息かせぎの元手であるならば、その必要はない。出資金が全然ゼロというわけにはいかないけれども、たとえば五億でも十億でもいい

のじゃないか。ことに、商工中金のごとき、あれだけ全國の中小企業者に対して高い金利で貸しつけなければならぬという状況下において、その金さえ使つておいて、ただ見せ金、言いかえれば、見せ金をこれだけに出さなければならぬという根拠は、どうしても私は考えられない。であるから、この点について、私はもう一度通産大臣の意見を聞きたい。

○前尾國務大臣 資本金とか、基金とか申しますのは、いわゆる最終の担保力であります。またそういう物的担保力を持つておるものでないと、ただ國が補助金を出しますからといって、その補助金に見合つて寄付金なり利用者負担をするというように、これは民間も應じてこないわけですから、やはり大きな最終的な担保力を持つておるという必要は、確かにあると思ふのであります。全く基本金を持たぬ特殊法人ということ、ただ単に権力的なものだけでこの事業がやれるとは、私は考えておりません。それに相応した担保力を持たせることが必要だ、かように考えておるわけであります。

○中崎委員 私は、通産大臣みづから、この法人の本質を忘れておると思ふ。言いかえれば、この法人は、ほとんど人件費と事務費と、あとは博覧会費、それだけのものです。であるから、民間の信用とか担保とかいふものは、一体どこに必要があるか。必要なのは、一切國から、人件費も補助金でまかなつておるのであるから、それからパンフレットを出すとか映画を作るとか、そんなものは、信用も何もありません。何にも担保力は必要でない。だから、一文も資金がなくて、

やれるわけです。國が一か年間の事業計画を見て、これだけの金が必要だ、それなら、それだけの金を裏づけとして出してやるのだから、担保力も何も必要ではない。だから、大臣は、この法人の性質を取り間違えておると思ふ。二十億は必要ないと思ふが、もう一度、その見解をお聞きしたいのであります。

○前尾國務大臣 事業全体に対して、ただいまお話しのようなことではなしに、もつと自主性を持つてやつてもらわなければならぬと思ひます。また、同じ見本市を開くにしても、自主性を持つてもらわなければいかぬ。ことに見本市についても、赤字が出る場合があるわけでありまして、それで、わずかな赤字で動揺するといふやうなことであつてはならぬわけでありまして、それには十分な、やはり一億二千万ですか、それだけの使ひ得るわけでありまして、さらに大きな失敗なりがあるといふことになれば、二十億の基金も手をつけていくわけでありまして、それだけの保証がなければ、活動はできない。これはもういかなる場合においても、基金は必要である、かように考えております。

○中崎委員 初めから聞いたのです。この基金は、一体どういふやうな場合にきつして使えるかといふことを、お尋ねしたのであります。継続的なもの、そういうものが、一時的にも引き当てられる性質のものであるのか、あるいは今みたやうに、予算が超過したやうな場合においては、別個にこの処理をされるやうなものであるのか、それを一つお聞きしたいのであります。

○松尾(泰)政府委員 この二十億の資

本金は、貿易振興会という特殊法人

が、営利事業をいたす法人ではないわ

けであります。そこで、先ほど来、先

生の御意見もありましたが、この資本

金は、法律の性格としては、資本金そ

のものは使わない建前で、金利だけ

をいただくことになっておるのであり

ます。もし、かりに資本金を使うと

すると、だんだん減ってしまうような格好

になるわけでありまして、普通の株式

会社と違ひまして、営利事業をいたし

ませんから、ものをやっても、収支償

うものでないのではありません。今、御指

摘の、二十億をどういう工合に使うか

というところでございまして、今のところ

は、この補助金の交付が、今のところ

か、民間あるいは地方庁からの輸出

金の集まり工合がおくれるということ

が、予想されます場合には、どうして

も借り入れをいたさなければならぬと

いうことになるわけでありまして、今

の予算のテクニクの言葉でいいます

と、繰りかえ使用といっております

が、この二十億の中から、そういう民

間の銀行等からの借り入れをやる必要

がある場合には、この資本金を借り

て、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

を、いわゆる市中銀行からの借入金

ハーちゃんを相手にして、もうかりさえすればいいというふうな商業映画、それからニュース映画などというふうな、こういう一つの社会性を持った新聞と何ら変らないようなものと、性格的に、本質的に違ったものがある。これについて、通産行政のあり方から見ても、ややともすれば混同しておる。ただ、ある映画会社の有力な人たちのいろいろな圧力というか、連絡というか知りませんが、そういうものに、いろいろ気がねしておることもあるようだけれども、ややともすれば、ニュース映画などについて、これを軽く扱うというふうな傾向もある。こういうふうな点たとえばこの外貨の輸入のランクにしても、こういうものを同じレベルに置いて、そうして商業映画並みにニュース映画を扱っているが、近代的な新しい感覚を持ってやらなければ、事業は支障を来すということがたくさんある。これを通産大臣はどういうようにお考えになるか、お尋ねしたい。

○松尾(泰)政府委員 御指摘のような点もあろうかと思うのであります。何分映画というものにつきましては、同じく作られるものでありまして、たとえば、鉄だとか、機械だとかいうようなものと、性質が違ふ関係もありまして、非常にわれわれの方でも知識が乏しいのであります。従いまして、若干その認識におきまして、十分でない面もあるのではないかと、絶えず反省しておるような次第であります。今後、ニュース映画に関連する輸入外貨の割当につきましては、今御指摘のような点も十分考慮に入れまして、研究さし進めていたきたいと思います。

○長谷川(四)委員 関連しまして御質問申し上げたいのは、バナナの輸入の件でございます。昭和三十二年度下期輸入外貨予算に基く台湾バナナの外貨割当は、三月の四日午後五時に行われたそうであります。が、今期差益率の決定に際しまして、政府は、業界が一致して差益金引き上げに反対していたことを御存じであったかどうか。また各団体から、非常に陳情書が多くわれわれのところまで出されておったのでございしましたが、おそらくこの陳情書も、政府の方へ出されておると思うのですが、その点も御承知であったかどうか。

次に、今回の発表によると、特別輸入利益金の率は一一・七％、すなわち三千百七十七円九十銭であるが、この算出の根拠について、御説明をしていただきたい。

その次は、現行の差益徴収方法は、当該時期の浜相場が幾らくらいになるかを予想して、事前に徴収する方法をとっているわけであるが、今期は、政府は、浜相場をどのくらいに想定したのか。それから、政府が浜相場を想定する場合、専門業者の意見を聞いたかどうか。次に、バナナは、生鮮果物であるからストックできない。また一回限りの勝負であるから、浜相場いかなでは、危険率がきわめて高い。従って、一般貿易品より若干利益率が高くても仕方がない。国内の果実でさえ、八分の利益率を認めているようである。しこうしてバナナの浜相場は、数量、天候、気温、国内果実の需給関係等に強く支配され、専門業者ですら、一カ月先はおろか、二、三航海先の相場の予想であつても、なかなか困難である。いわ

んや半年間の価格など、専門業者でないとお役所で想定することは、不可能に近いのではないか。もちろん、そのために、担当の事務官が、過去の実績などの統計から、割り出そうとしている努力は認めるが、過去の実績からわかかることは、バナナの相場は、統計などからなかなか割り出しにくいことを物語っている。従って、専門業者でも不可能なことを、お役所だけが、過去の実績を基準とし、勘で推定した浜相場をもつて差益決定の唯一の足場として押しつけることは、民主的行政とは言いがたいのではないか、この点どうか。

まして現行のやり方では、一旦徴収した差益金は、たとい当初予想した浜相場に反して、業者が欠損をした場合でも、いかなる理由でも返還されない。こういうった事件が生じた場合、政府はどうする心がまえがあるか。たとえば次期差益を安くするとしても、前期の損失をカバーするほど利潤を上げることは、現状では、理屈で考えられても、実際的には不可能である。またバナナ屋というのは、中小企業者であることからして、損失を出しても、金融資面からもビクともしないほど、余裕はないはずである。このような過酷な差益金の徴収は、業者をしてますます危険負担を高め、それがますます業者を投機的な心理に追い込み、バナナ貿易の正常化、安定化などは、まるで夢物語になってしまはいはないか。あるいは、政府が一銭でも多く取るために、弱小業者などは倒産をしてもかまわないうい、そういうような考え方はないでございましょうけれども、そういうふうにも考えられるではないか。

実際問題としては、差益金が引き上

げられれば、業者としては、自分が損をしてまで安く売るのは考えられない。従つて、価格も当然高くなる。そうすると、結局差益金引き上げのしわ寄せは、消費者に集まるわけである。このような結果になるのであるから、政府は、こうしたことを考慮に入れて、なおかつ今期のごとき差金の引き上げを行なつたのか。

バナナが不急物資であり、過去の需要が一部特殊層に限られていたことをとらえ、バナナを食べるような金持ちは、幾ら高くても買うということを言っているようだが、最近、物価の安定と前回差益金の引き下げ及び順調な入荷もあつて、小売価格は確かに安くなり、一般消費者の需要も高まっているという点、それからバナナが不急品であるといつて、需要の特殊性を強調しながら、一方では都市偏重の需要を調整し、山間僻地の住民にもなじみ深いバナナを、機会均等に食べさせようという趣旨の人口制を採用していること、これは明らかに矛盾している。不急物資だから、消費価格の高騰など考慮しないでもいいというのは、全く言いのがれと思わないか。

また特定物資輸入臨時措置法の立法精神について聞きたい。昭和三十一年三月十四日、第二十四国会の本委員会において、本法案が審議された際に、前の次長が、首藤委員の質問に答えて、次のように述べられているということであります。次長が述べたことが出ているわけでありませう。この点については、読まなくてもわかりますから、御答弁をしていただきたい、こう思うのであります。

また、もう一つは、最近の発表の

日、三月四日に、すでに参議院において本件の質問が行われている最中、一方では委員の質問には言葉を濁しておった。そしてこれを抜き打ち的に発表したということは、どういふのだ、こういうように苦情が並べられているわけでございます。こうした不合理は、徴収方法が事前徴収であることに、無理があるからと思うのだが、この点、業者が欠損をした場合、事後に調整を行うなどの現行徴収方法を改正する御意思はないであらうか。こういう御質問でありますから、それに対して、局長さんから御答弁をしていただきたい。

○松尾(泰)政府委員　お答えします。

まず第一に、業界から一致して差益金引き上げに反対していた事実を知っていたかどうか、また団体から陳情書が提出されていたことを知っていたかどうかという点であります。この点は、三十二年の上期は七三％の差益率であつたのであります。その七三％の差益率に維持してくれろというような陳情は、私は聞かなかつたのであります。が、あまり引き上げては困るということ――巷間、どういふわけか知りませんが、差益率を役所は一三〇％にするのじゃないかというやうなうわさが飛びまして、それは高いというやうな陳情を受けたことは事実であります。だから、問題は、差益率の引き上げの程度についての問題であつたかと思うのであります。引き上げは絶対反対だという陳情は、私は受けたことは覚えておりません。

それから第二の、先般発表いたしましたバナナの特別輸入差益金の率の算出根拠であります。これはその次の御

質問と関連をいたすのでありますが、これは非常にむずかしいのであります。御存じのように、バナナというものは、シーズンによって非常に値が違っておるのであります。上期に割り当てましたものは、大体冬場に入ってきたすし、今割り当てましたものは、この春から夏にかけて入ってきたもので、いわゆる浜相場が高くなるのが過去の通例であるのです。そこで浜相場の六千七百円と想定をいたしまして、一一・七・七という率を決定したのであります。その率をきめる場合に、専門家の意見を聞いたかどうか、あるいはどの程度の利益率を見込んだかという問題でございます。もちろん、われわれは専門家の意見も聞いたのであります。過去の実績から判断をいたしまして、大体この辺のところがよからうではないかということで、従来きめておるのであります。先ほど来、いろいろ御指摘になりましたように、これはなかなか科学的にきめ得ないものでありますので、過去におきまして何万かご入ってきたときにはこの程度であった、あるいはまた、その次の期において何万かこのときにはこうであったというのを基準といたしまして、最近におきましたは、年間台湾から六十万かごを輸入しておりますので、それらにもらみ合せまして、六千七百円という浜相場ならばそうむちゃな価格ではないのではないか、合理的な価格であるというふうな判断したわけでありまして、これは業界から見れば、安いほどいいということになろうかと思うのであります。法の建前もございまして、法を忠実に施行しなければならぬという立場をいたします。

ば、一応理屈のつく価格でなければならぬわけでありまして、私たちの心がまえとして、決して理不尽な高利貸的な高い差益率を取ろうという考え方は、従来からもございましておりません。あるいはそう申し上げると、若干法律の施行に忠実でないということになるかもしれないと思うのであります。どうしてもわれわれ通商局といたしましては、助長行政を中心としてやっております関係上、表現は悪いのであります。あまり税金を取ろうという気持ちではやらないのであります。まして、一応過去の数字等から判断をいたしまして、この辺ならば会計検査院からもおしかりを受けないというふうなもので、合理的と思われる点をやっておるわけでありまして、従いまして、過去の例から言いますと、われわれが想定した浜相場よりもおおよそ高くなっております。上期におきましては五千五百円という浜相場を予定いたしましたので、七三〇の差益率を決定いたしましたのであります。現在の浜相場は七千二百円になっておるというふうな状況でありまして、率直に申し上げます、われわれが想定した価格よりも、浜相場はかなり上になっておるというふうな実情であります。一面から言いますと、そういう価格できめたことは、かえって安過ぎたのではないかという非難を受けかねないことを、実はおそれているような状況であります。それから差益が高いことが、価格が高くなり、消費者にしわ寄せになるのではないかという問題であります。これは、全然ないとは言えないのであります。これまでのところは、差益率よりも、やはりそのときの輸入量にか

んによって、相場は決定されるような状況になっておるのであります。いわば、需給の関係できまっておりますのであります。需給関係できめられるものうち、ある程度の差益をいただいているというのが、過去を振り返った場合の現実の姿になっておるのであります。そこで、バナナを不急物資扱いにして、価格の高騰は考慮していかないのではないかという御指摘の点であります。この点は、不急物資でないとしても、ちょっと言い切れないわけでありまして、とにかく緊急度の低い物資であるということについては、御異論はなからうと私は思うのであります。しかしながら、価格の問題につきましては、現在、台湾との間の通商協定によりまして、年間六十万かご、四百五十万ドルということになっており、その量を入れる程度では、どうしてもこういう価格が出るのもやむを得ないではないか。われわれは、差益率のせいではないかというふうな考えをしております。一例を申し上げますと、現在の浜相場が七千二百円、卸の相場が九千円、小売が一萬三千円、こういうふうな状況になっておるのであります。従いまして、われわれは、相場を下げるといふ趣旨からいいますれば、協定のワケをふやすということも考えなければならぬのではないかというふうにも考えるのであります。これは、今、台湾で交渉いたしております、いろいろ交渉の関係もありますので、率直に申し上げ、くいのであります。私個人的に考えますれば、ある程度の増額をすることやむを得ないのではないかというふうな考えております。

それから、最後に、当時の随訪次長が、差益の額を千七百円くらいを基準にして考えられるということを言っております。その当時、千七百円どんぴしゃりが基準となつて国民の口に入るかどうか、必ずしも保証はされませんが、このことを申し上げておるのであります。上期におきましては、五万五千五百円といふと、大体随訪次長が申したような差益率になっておるのではないかと思つておるのです。従つて、その当時と、事情はそう変つたといひます。差益率を非常にむちゃに上げておるとは、われわれは考えておりません。

それから、参議院におきまして本件が質問が行われておる最中に、抜き打ち的に輸入発表したのはどうしたことかという御質問であります。この点は、何も抜き打ち的にやつたのではないのであります。差益率はどうするのだ、それでいつ発表するのだという御質問があつたのであります。それに對しまして、私は、いろいろ議論があらまが、いろいろ研究しました結果、浜相場六千七百円、一一・七・七の程度を今合理的と考へております。発表は、三月一ぱいにこの差益徴収その他の事務を、関係上非常に急いでやらなければならぬので、今明日中に発表する予定になっております。このことを、率直に申し上げたにすぎないのであります。決して黙つて発表をいたしたのではないわけでありまして、それから一番最後の、御指摘の、事後の徴収にできないかという点であります。現在の法律では、事前徴収といふことに突はなつておるので、この点につきましては、事後の方が合理的でないかという御批判は、全然まだいたしていません。今回初めてこういう御批判をいただいたのであります。われわれも、十分研究してみたいと思ひますが、事後徴収といふことも、かなり困難ではなからうかという感じがいたします。少し研究をさせていただきたい、こう思ひます。

○佐竹(新委員) ちよつと関連して。このバナナの問題は、一昨年の本委員会におきまして、相当河野農林大臣が、要するに市場法まで改正して、そうして全色連の福田某にやらせた。これは、今の通産大臣や松尾局長は、あまり詳しいことを御存じないと思うので、そのときに、かようなバナナの輸入の仕方ではないかというのじゃないかといふことで差益金をとるようになったわけですから、しかしながら、われわれから申しますと、なお今日バナナの問題については、あのとき相当問題がかましかつたから、もうあまりいざこざはないだろう、こういうふうに思つておりましたが、今の長谷川君のどなたかの陳情にもありましたように、差益金なんかをむやみやたらにとると、結局商売人ですから、損をしたくないから、いろいろ操作をしまして、結局国内の値上りになるようになってくるわけですから、商売人が損をしてまでやろうとは思ひかね。入れば、必ずもうなれば商売にならぬのですから、そうすると、このバナナには、またバナナとしてのくろろとの輸入の方法もありまして、また台湾の買つけの方法もありまして、それからシブパの關係と申しまして、やはり商人が通産省の方から許可をもらつて、それで直ちに台湾に直接ルートを持つてバナナを入れ

るといふのでなしに、第三国人が関係いたしまして、台湾の人が向うに行つて買ひつけたり、いろいろなことをやりまゝと、またそこで相当な利益を得るわけです。従ひまして、われわれがあつたときにやつたことは、無秩序にほつたらかしておいたらいけないのじゃないか。そうすると、いろいろ政治家が介在したり、また通産省の役人が介在したりして、いろいろな問題を起すから、そういうことをしてはいけないといふことで、私がやかましく言つて、特に今経済企画庁長官になつておられる河野さんのごときは、市場法までむちゃくちゃに改正して、そうしてやつて問題を起した。従ひまして、私は、原則としては、やはりバナナはバナナを取り扱う業者にやらせるといふことであつてほしい。またどこでどうなつたのか知りませんが、今度人口割といふような問題が出て、それにまた割り当てられるといふことになつておる。しかしながら、やはりこういうように金がかかると、道中のこやしに非常な金がかかるわけだ。いろいろな手数料とか何とかで、さやを抜くといふことになれば、結局その上に差益金を多くとるということになる。国民は高い物を買わなければならぬといふことになる。それだから、やはりバナナはバナナを扱うところの者にやらせれば、長年の経験と勘とによつて商売をするのです。また神戸まで持つて入つた、入つたところはいいけれども、陸揚げしようとするれば、それが相当腐食しておる。今度台湾でそれをやることには、水増しをしてやつたといふことで、全芭連は、遂に無為替輸入というやうなことで、関税法違反で検

察庁に回された。こういうやうなことになる、問題を起しておる。これらのことは、いわゆる輸入の業者が扱つては、そういうことはいないわけだ。もう長年の商売ですから。そういう一つの輸入の秩序を確立するといふこと、それがためには、やはり業者は業者としての良心がありますから、むちゃくちゃにあつちこちにならざるで、差益金においても——今まで私が委員会主張するまでは、なかつたのです。それが、国があれだけの収入が得られるやうになつたのは、この委員会が私がつたから、とれるやうになつた。とれるやうになつたといふので、ちやくちやにとるといふことで、国民の消費も何も考えないといふやり方は、私はいけないと思ふのです。だから、もう発表されたといふことを言われると、私はそういうことを知らないのです。発表されても、やはりこれは商売ですから、事前にライセンスをしたからそれでとつていくといふことではない、やはりいろいろなくだもの出回りの多いときには、バナナは値段が下るのですから、その時期をねらつて入れるといふやうなことも、商人の中にはあるわけだ。従つて、このごろ、もうばつばつ入れる時期に入つてきておる。バナナは安いから損をするといふことになる。そういうやうなあんばいもやはり見て、国内の消費価格との関係を見て、あなたの方で取り扱われたいと、問題は解決しない、私はこういうふうに思ふのです。この機会に、もう一つお尋ねしたいのは、バナナは、そういうふうだけれども、ノリの問題でも、依然として何

かもやもやしたものがあるのです。バナナをやるのだつたら、ノリも差益金をとつた方がいい。これは通産省も、よほど考えなければならぬと思ふ。局長は、あまり詳しいことは御存じないのですが、下僚の辺でやつておること、私は全部知つておるのです。非常に不明朗なことをやりおる。またこれは、商工委員会の中には、そういう人はおられませんが、商工委員会でないわきの方から、これは何といひまして、ノリのことですから、農林省との関係もありますし、またノリの生産業者との関係もあるし、いろいろな関係があつて、ノリを入れるについては、生産者に影響しないやうにといふので、年間一億枚といふことで、協議会の方で話し合ひがついた。しかし、去年、日韓問題等に制約を受けていないときに入れたところ、それがまた問題を出して、とうとうことしまで持つてきた。これらのことは、何でがたがたするかといふと、要するに、国民の消費の面には、ノリは一つも下つておらぬ。ことしなんか、国内も、非常に暖冬気候でもつてノリができていない。従つてノリがべらぼうに高い。八十セントでライセンスを出しておいでになりますけれども、そんなことは、倍もはね上つておる。国民がそれをみな負担しておる。そういうものだったら、バナナと同じやうに差益金をとつた方がいい。もうかるものに差益金をとる。そういうやうな片手落ちのことを、あなたの方はお考えになつておるのですが、こういう点に対して、通商局長はどういうふうにお考えになつておられますか。

○松尾(泰)政府委員　まずバナナの割当の方法でございますが、これは確かに先生の御指摘のやうに、いろいろの意見もありまして、実はわれわれ事務局としましては、一番困つておるやうな問題であります。実は、人口割を採用すべしといふあのときも、われわれ事務局としましては、どうも問題点もあつたのであります。参議院におきましては、衆議院におきましては、人口割をやれといふ諸願を採択されておるわけですが、で、採択をしておいてなぜやらぬか、諸願を採択したのを無視するかといふことで、御意見が非常にありましたために、われわれとしましては、そういう採択の趣旨を尊重しないといふわけにもいきませんので、一部人口割の思想を取り入れたのであります。私は、個人的に申しまして、まだふに落ちないといふか、はなはだ変な言い方ではありますが、あいつうことでよかつたか悪かつたか、まだはつきりしないやうなわけでありまして、今後の割当につきましては、そういうことも一応からめまして、やはり輸入実績でやるということにつきましては、異論はあろうと思ひますが、輸入実績を基準にして考えていくといふのが、今の輸入割当の原則ではなからうかという精神で、次の割当について根本的に考えたいといふことで検討いたしております。

それから、差益金率につきましては、いろいろ御議論があるのですが、これは結局程度の問題でありまして、率直に申し上げますならば、一一七％の差益率も高いといふ人も、もちろん今でもございしますが、いろいろ陳情に見えました輸入協議会の会長も、発表しましたときは、あれでよろこびましたといふことで、心からのお礼ではなかつたかもしれませんが、皆そろつてお礼に見えたやうな状況でもありません。あの率は、そうむちゃに高い率ではないといふやうに考えております。われわれの方も、常時率につきましては、反省をしまして、そうむちゃなことは絶対にすべきじゃない、合理的なところでいこうといふことで、その点は非常に気を配つてやつておるわけでありまして、業界から見れば、一％でも何％でも、安い方がいいといふことで、いろいろおっしゃるわけでありまして、われわれといたしましては、いろいろの点を考えながら、決して無理はしないといふことでやつておりますので、この点は一つ御信頼をいただきましたと思ふわけでありまして、それから、ノリの問題につきましては、いろいろ御指摘の点がありました。が、差益の物資とするかどうかといふ問題につきましても、われわれも、かねてから研究いたしておりました。品質の差もございしますので、技術的にも非常に困難な点もあるのであります。が、どうも今われわれの事務的な考えとしては、いろいろ技術的な困難はあつても、いっそのこと差益物資にすべきじゃなからうかという気持で、まだ何も決定をしておるわけではございませんが、そういうつもりで、今研究させておるという状況であります。

○佐竹(新)委員　今あなたは、本委員会でも何か人口割をしたといふやうなことを言われましたが、参議院がどうしたか知りませんが、私は人口割そのものに反対するのじゃないのです。要は、バナナをやつておる八百屋さんは小さいでしょう。全国的にいえば、非常

に小さく割り当てるのです。一戸々々が申請して、市町村長の証明をとってやっておるが、そのものが、果してどういうようになっているかということ、あなた御研究になったことがありませんか。それは、結局みんな集めるのですよ。個人が二カゴや三カゴや十カゴくらいもたせてきても、台湾に注文ではせぬのです。金苞連のような加工者でもそうであった。これはみんなのものを集めて、そうして金融工作をして、シッパーでもって固めてやっておった。人口割々々というが、全の八百屋さんが、全部われわれにやってくれという書類を回したから、やった。しかし、今度買うときはどうかという、十カゴ、五カゴのものを一軒の八百屋さんがもろうて、台湾に注文できますか、注文できぬでしょう。できぬから、新宿にある青物屋さんの会長の柴田さんが衆議院へ陳情した。参議院へも陳情して政治的にやった。こういうようにやって、それへ通産省がいろいろなことをやって許可がおりてしまったというように、ことになっておるのでありますが、その結果、輸入業者から入れたより高いのです。だから、そこらのところは、よほど検討してやらねと、一昨年私が長い時間を使って本委員会をやったのも、バナナ問題でがたがたしておったので、一つ輸入秩序を確立しようというのが骨子であった。そこで差益金を取ろうという事になったのであるが、それがまたぞろそういうことになっておる。しろうとが二カゴ、三カゴ、十カゴせり合って、これを集めてある特定の人がシッパーになって、いわゆる利益があ

るか知らないが、またこういうようなことでごたごたすることを繰り返しておってはいかぬ。やはり業者はいろいろなものを見はからって、くだものは端境期にはどういうようにやったらいいかというように調節をとってやる。それをそういうようなことをして秩序を乱されることは、通産行政として窓口が悪い。もう差益金を取るようになれば、差益金を取れるだけ取るというようなことをするのはいけないのです。差益金は、いろいろな問題がありましよう。あるけれども、もともと一つも取ってなかった。それを私がやかましくここで言って、取るようになった。国はそれだけ利益しておる。だから、そういうような点では、ノリに対しては取りなさい。ノリくらいいぬんどうなことはありはしません、がたがたしておる。これはノリについても、取ったらいじやないですか。なぜノリに取られぬのですか。私は、ノリのことば詳しいです。ここで言うてしまえば、おかしいことになるから、言わねけれども、私はよく知っておる。だから、要するに、ノリでも差益金を取る意思があるかどうかということ、を、大臣がおれば、大臣から言ってもらうが、おらぬから、局長さんにここで言ってもらいたい。バナナで取って、ノリでどうして取らぬ。ノリはうんともうけておる。一億枚、二億枚入れて、国内の消費価格を下げる。ならいいか、一億枚を限度にしておる。そして生産業者も問屋も、みなぐらになってノリの値段を上げることばかり考えておる。一つも国民は安いものを食っていない。それに通産省も引きずられておる。農林省からがた

言われれば、すぐくびくする。そんなことで、通産行政の主体性が保てますか。私は、あんまりむちゃくちゃだと思ふのです。結局、生産業者だというてやっておる。それを入れずにおつて、国内でできないと言ふ。国内でできぬときは、よけい入れたらいい。そうすれば下がる。それを入れさせないで、少いものを、貿易業者と生産業者と協議会なんか作つたつて、どうにもならぬ。入った輸入ノリは、たき上げておる。ことは八十セントでよかつたが、去年なら六十セントまでたかかれた。それでみんなぐらになつて、国民に高いノリを食わせようとする。そんなことを、あなたの方は平気でやらせておる。それなら、もっと差益を取つたらいじやないですか。取る腹があるのですか。いいのですか、どうですか。

○松尾(泰)政府委員 たいだいまも申し上げましたように、ノリにつきましては、差益金を取るといふ方向で研究をしておるといふことを申し上げたのであります。ノリにつきましては、今、佐竹先生の言われたことは、実は私も同感であります。しかしながら、われわれの不徳のいたすところで、またいろいろ反対の御意見も非常に強いために、なかなかうまくいっておらぬのであります。一つ今後御支援を願ひまして、ぜひすっきりさせたい、こう思っております。

てやるのですよ。それから、私は悪いことは言わぬから、とにかくそういうものは差益金を取りなさいよ。それだからといって、差益金を取つたつて、今のところからいへば、国民としては同じ値段です。国がもうかるのだから、何もほかのものにもうけさせないでもいい。われわれはこれだけやかましく言っているが、これは相当もうけている人がある。これはあつせん取賄罪でもきたらどうか知りませんが、そうでなければ、法律にも何にもかりはしない、みないことをしている。だから取りなさいよ。三十三年度の割当から、取るということをやってみなさい。ごたごたせぬように取つてくれる方が喜んでゐる。持つてきて、それから値引きをせいで、何だかんだで、生産者が反対しているのが、裏の方では一緒になつてゐる。そうして農林省ががたがたやったり、あつちこつちたいたたいだいたたきおる。そうして正規のルートで入つたものを、横の方から入つた安いものでびしゃつとやって、それへもつていつて外貨を割り当てている。そうして入つたノリをみな集めてしまふ。そういうようなことをやらせずに、びしゃつと差益金を取りなさいよ。そうすれば、文句はなくなるですよ。それだから、三十三年度から取るか取らぬかということですが、国がもうかることだから、あなたは反対ではないでしょう。三十三年度から取るか取らぬか、答弁しなさい。

○松尾(泰)政府委員 私の気分は、さつき申し上げた通りであります。関係各省との関係もありまして、その方

向で一つ研究いたします。

○小平委員長 これにて質疑は終局いたしました。

本日はこの程度にとどめまして、次回は来る二十五日午前十時十五分より開会する予定であります。

これにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

昭和三十三年三月二十五日印刷

昭和三十三年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局